

補助金の「交付までの流れ」と「提出書類」について

1. 事前相談	2. 申請	3. 交付決定	4. 解体契約	5. 解体工事	6. 解体完了報告	7. 交付確定	8. 交付
補助金の対象 空き家か、条件 を確認します	申請書類を 提出ください 提出書類 下記ア～ク	交付決定通知書 を発行します	申請時に提出 した解体見積 内容にて契約 をお願いします	年度末(3月) までに6.解体 完了報告がで きるよう解体 工事を早めに 設定ください	報告書類を 提出ください 提出書類 下記ケ～シ	交付確定通知書 発行します 提出書類 下記ス	請求書に記載の 口座に振込させ ていただきます

※交付決定まで
約1ヶ月半の
時間を要します

※6.解体完了報告
で契約書(写)が
必要

※6.解体完了報告
で更地写真が
必要

※解体完了後
早期に報告
ください

※振込に時間を
要します

提出書類（申請時）

- ア 交付申請書（「1. 事前相談」後にお渡しします）
- イ 空き家の登記全部事項証明書（空き家が未登記の場合にあっては名寄帳又は固定資産評価証明書）
- ウ 位置図（建物の場所が分かる案内図）
- エ 空き家除却工事の見積書の写し
- オ 空き家除却工事前の空き家の写真（外観、内観写真）
- カ 同意書（共有者等がある場合に限る）
- キ 媒介契約書の写し（「宅地建物取引業者と媒介契約を締結し2年以上経過したものを適用する」場合に限る）
- ク その他市長が必要と認める書類（建物図面・解体許可証又は登録証等）

提出書類（完了時）

- ケ 実績報告書
- コ 完了写真
- サ 解体工事の契約書(写)
- シ 領収書(写)
- ス 請求書

※申請内容が変更となった場合は手続きが必要となりますので
必ずご連絡ください。

